

歯界展望

DENTAL OUTLOOK

5

VOL.117 NO.5

MAY 2011



特集 顎機能診断・咬合診断への新たな扉
多次元MRIを用いた顎機能診断への期待
東 高志・中井隆介・渡邊 誠・茂野啓示
岩松正明・小嶺祐子

特別企画
ここがポイント！ルーペ選びの極意
宮崎真至

歯科医師のための 法務・税務

Q & A

5

司法書士法人鈴木事務所

<http://www.suzukijimusho.com/>

司法書士・行政書士

鈴木龍介

Ryusuke Suzuki

具体的なご相談や詳しい内容については、下記までお問合せください。
司法書士法人鈴木事務所
info@suzukijimusho.com

連携先の医療機関へ情報提供する際に 注意することはありますか？

… 歯科医院と個人情報保護

Q 当クリニックでは、地域の総合病院の口腔外科や内科、大学病院の専門診療各科等と連携して、安全で質の高い歯科診療を提供できるようにしていきたいと考えています。連携先に患者の診療記録を提供するにあたって、どのような点に注意しなければなりませんか。

A 診療記録は、「個人情報の保護に関する法律」により、あらかじめ本人の同意を得ずに、第三者に提供してはならない「個人データ」とされています。もっとも、歯科医院が「患者への医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること」など、個人情報の利用目的を院内掲示等により明示している場合には、原則として患者から個別に同意を得る必要はありません。

1. 個人情報保護法の概要

(1) 趣旨・目的

「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）は、IT化の進展に伴い大量の個人情報の処理が必要となり、個人情報の適正な取扱いが求められるなかで、2003年に制定されました。

個人情報保護法は、個人情報の保護について、国および地方公共団体の責務とあわせて民間事業者の責務を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利を保護することを目的としています。

(2) 定義

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいいます。具体的には、氏名、性別、生年月日等のほか、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報も、氏名等と一緒にあって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」にあたります。また、個人情報を検索することができるようデータベース化した場合は、そのデータベースを構成する個人情報を「個人データ」といいます。

個人情報保護法における「個人情報

取扱事業者」とは、5,000人分を超える個人情報をデータベース化（紙媒体・電子媒体を問わず）して、その事業活動に利用している者をいいます。個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除等を行うことのできる権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます。

(3) 基本的なルール

個人情報取扱事業者には、①個人情報の利用目的の特定、②目的外利用の禁止、③個人データ内容の正確性の確保、④漏えいや滅失の防止、⑤第三者提供の制限、⑥保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、⑦苦情の処理など、さまざまな義務が課せられています。

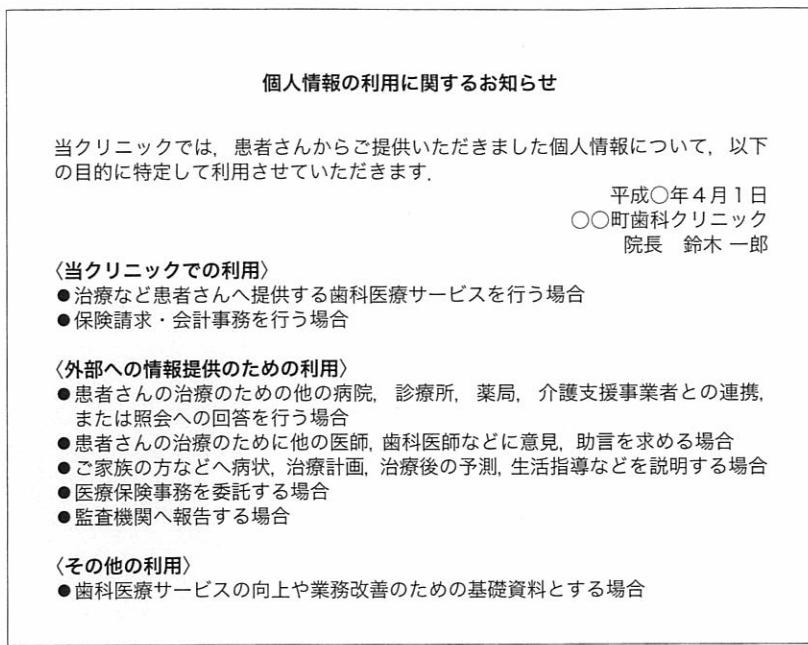
個人情報取扱事業者がこれらの義務に違反し、不適切な個人情報の取扱いが行われている場合には、事業を所管する主務大臣が必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとります。それでも事業者が命令に従わない場合は罰則の対象になります。

2. ガイドライン

(1) 趣旨

個人情報保護法は、民間の事業者における個人情報の取扱いに関するルールを規定していますが、これは各事業分野に共通する必要最小限のルールと

図1 個人情報に関する院内掲示例



され、各省庁は管轄する事業分野の実情に応じた運用を講じることとされています。

歯科医院を所管する厚生労働省は、2004年に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(以下、ガイドライン)を定め、病院・診療所・薬局・介護保険法に規定する居宅サービス事業者等が個人情報を適正に取扱えるよう、遵守すべき事項を明らかにしています。

(2) 「事業者」「個人情報」の範囲

歯科医院は、その規模に関わらず良質かつ適切な医療サービスを患者に提供する必要があるため、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」にあたらない場合であっても、ガイドラインを遵守するよう努めなければなりません。

歯科医院における個人情報としては、診療録・処方箋・手術記録・検査所見記録・X線写真等が該当します。また、当該患者が死亡した後でも歯科医院が情報を保存している場合は、個人情報保護法の個人情報と同様に扱う必要があります。漏えい、滅失または毀損等を防止する措置を講じなければなり

ません。

(3) 利用目的の特定、通知等

歯科医院は、個人情報を利用する場合には、その利用目的をできるかぎり特定しなければなりません。また、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはなりません。

歯科医院の通常の業務で想定される利用目的としては、歯科医院内部での利用(診療等のサービス、会計・経理、業務維持改善のための基礎資料、症例研究など)と、他の事業者等への情報提供(他の医療機関等との連携、外部の医師等の意見・助言を求める場合、検査業務等の委託、家族等への病状説明、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、監査機関への報告など)が示されています。

歯科医院は、個人情報を取得するにあたって、あらかじめその利用目的を公表しておくか、個人情報取得後すみやかに、その利用目的を患者本人に通知または公表しなければなりません。

また、利用目的の公表方法としては、院内に掲示するとともに、ホーム

ページへ掲載するなどして、なるべく広く公表する必要があります(図1)。

(4) 個人データ内容の正確性の確保、安全管理措置等

歯科医院は、適正な医療サービスを提供するという利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確で最新の内容に保つよう努めなければなりません。

また、歯科医院は、個人データの漏えい、滅失または毀損を防止するため、システム・機器の整備、責任体制の確保等の安全管理措置の整備、従業者(正職員・契約職員・アルバイト等)の教育、データ取扱い委託先の監督を行わなければなりません。

(5) 第三者提供の制限

歯科医院は、①法令に基づく場合、②人の生命、身体、財産の保護に必要な場合、③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、④国等に協力する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを本人以外の者(第三者)に提供してはなりません。

もっとも、提携する他の医療機関や診療報酬支払機関等への情報提供などは、患者に対して医療を提供するうえで必要があり、かつ個人情報の利用目的として当該第三者への情報提供が院内掲示等により明示されている場合には、原則として默示による同意が得られているものと考えられています。

(6) 開示、訂正および利用停止

歯科医院は、保有個人データについて、①歯科医院の名称、歯科医師の氏名、②利用目的、③開示、訂正、利用停止等の手続の方法、④苦情の申出先等について、患者本人の知りうる状態に置かなければなりません。

また、歯科医院は、保有個人データについて、患者本人からの求めに応じて開示し、また求めが適正と認められる場合には訂正、利用停止等を行わなければなりません。